

有害大気汚染物質測定結果(平成30年度)

■環境基準

調査対象項目	環境基準
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※1}
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※2}
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※3}
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ^{※2}

※1 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について〔改定〕(平成13年4月20日環境省告示30号)

※2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年2月4日環境庁告示4号)

※3 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について〔改定〕(平成13年11月19日環境省告示100号)

単位: ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査対象項目	項目 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値 ^{※4}
		ジクロロメタン	0.75	0.82	0.59	0.24	0.17	0.93	2.2	0.67	18	1.5	1.4	1.2
ベンゼン	0.59	0.30	1.2	0.2	0.47	0.6	0.76	0.71	1.6	0.80	1.1	0.88	0.77	
トリクロロエチレン	0.18	0.27	0.27	<0.022 ^{※3}	<0.024 ^{※3}	0.45	1.5	0.16	4.8	0.55	1.3	0.58	0.84	
テトラクロロエチレン	0.074	0.063	0.088	tr(0.024) ^{※2}	<0.020 ^{※3}	0.082	0.17	tr(0.051) ^{※2}	1.0	0.085	0.14	0.078	0.16	

※1 環境基準値

※2 定量下限値未満、検出下限値以上の場合は、測定値に「tr()」を付けて表示した。

※3 検出下限値未満の場合は、検出下限値に「<」を表示した。

※4 平均値の計算では検出下限値未満の場合に限って、検出下限値の1/2の値を用いた。

※5 検出下限値とは、その測定において検出できる最小の濃度のこと。
定量下限値とは、その測定において定量できる最小の濃度のこと。